別記第二十三号様式（第五条第七項関係）
【四半期損益計算書】
【第　四半期累計期間】

（単位：百万円）

	前第　四半期累計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当第　四半期累計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）
営業収益	×××	×××
営業費用	×××	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	×××
営業外収益		
受取利息	×××	×××
受取配当金	×××	×××
有価証券売却益	×××	×××
その他	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	×××
有価証券売却損	×××	×××
その他	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	×××
特別利益		
固定資産売却益	×××	×××
その他	×××	×××
特別利益合計	×××	×××
特別損失		
固定資産売却損	×××	×××
減損損失	×××	×××
その他	×××	×××
特別損失合計	×××	×××
税引前四半期純利益（又は税引前四半期純損失）	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
四半期純利益（又は四半期純損失）	×××	×××

（記載上の注意）
１　四半期累計期間（事業年度の開始の日から四半期会計期間（事業年度が三月を超える場合に、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。）に係る四半期損益計算書を作成すること。
２　法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
３　「営業外収益」の「その他」、「営業外費用」の「その他」、「特別利益」の「その他」又は「特別損失」の「その他」のうち、同一の種類の収益又は費用でその金額が営業外収益、営業外費用、特別利益又は特別損失の総額の100分の20を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
４　四半期累計期間に係る四半期損益計算書を作成するほか、第２四半期会計期間（７月１日から９月30日までの期間をいう。）に係る四半期損益計算書を作成することができる。第２四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成する場合には、第３四半期会計期間（10月１日から12月31日までの期間をいう。）に係る四半期損益計算書を作成しなければならない。これらの場合においては、この様式中「四半期累計期間」とあるのは、「四半期会計期間」とすること。

別記第二十四号様式（第五条第七項関係）
【四半期キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前第　四半期累計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）	当第　四半期累計期間 （自　年　月　日 至　年　月　日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	×××	×××
原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××	△×××
人件費の支出	△×××	△×××
その他の営業支出	△×××	△×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	△×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	△×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	△×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
……	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××
……	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の四半期末残高	×××	×××

（記載上の注意）
１　この様式は、直接法により記載する場合について示したものであり、別記第25号様式により四半期キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には作成を要しない。
２　この様式において、「四半期累計期間」とは、事業年度の開始の日から四半期会計期間（事業年度が三月を超える場合に、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。
３　法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、その性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。